

## 重点要望(継続)

要望先：滋賀県警察本部 警務部



# 交番の増設および警察官の増員について 【国への要望、県への要望】

## 要望内容

良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪認知件数が多く、交通事故も増加傾向にある南草津エリアの交番の増設およびこれに対応した草津警察署への警察官の増員について、国への働きかけを含め、特段の配意をお願いしたい。

また、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の地区計画の取り組みを踏まえ、生活拠点地区内への移設について、特段の配意をお願いしたい。

## 現状と課題

草津市では、平成16年以降、犯罪率が県内都市部でワースト1の状況が続いている、交通事故も増加傾向にある。さらに、草津署管内においては、刑法犯認知件数の多い南草津駅交番や野村交番等を抱えている。こうした状況の中、現状としては、大型商業店舗や駅周辺などを中心に自転車盗や万引き等の犯罪が依然として多く発生しており、特殊詐欺の発生件数も増加傾向にある。

これらの犯罪を未然に防止するため、市民は自主的な防犯団体を組織してパトロール等を、また市や草津警察署では巡回啓発や街頭啓発等を、それぞれの立場で成し得る防犯活動を協働しながら進めている。さらに、市では学区や町内会等への防犯カメラ設置補助事業に加え、新たに市の防犯カメラを令和4年度に170台設置し、令和5年度にも180台を設置しており、独自の防犯対策を強化した。

こうした地域の取り組みに対し、良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、滋賀県独自での警察官増員を措置いただいたところであり、引き続き、国に対して警察官定員増員にかかる警察法施行令の改正を働きかけいただくとともに、南草津エリアをはじめとする交番の増設などの抜本的な体制強化が必要と考える。

なお、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の地区計画の取り組みを踏まえ、生活拠点地区内への移設が必要である。

## 事業実施による効果

- 1 良好な治安の維持・安全で安心して暮らせる地域社会の実現
- 2 県民・市民の安心感の向上

担当：総合政策部 危機管理課 危機管理係

TEL：077-561-2325

## 災害時の湖上輸送の実現にかかる拠点整備について 【県への要望】

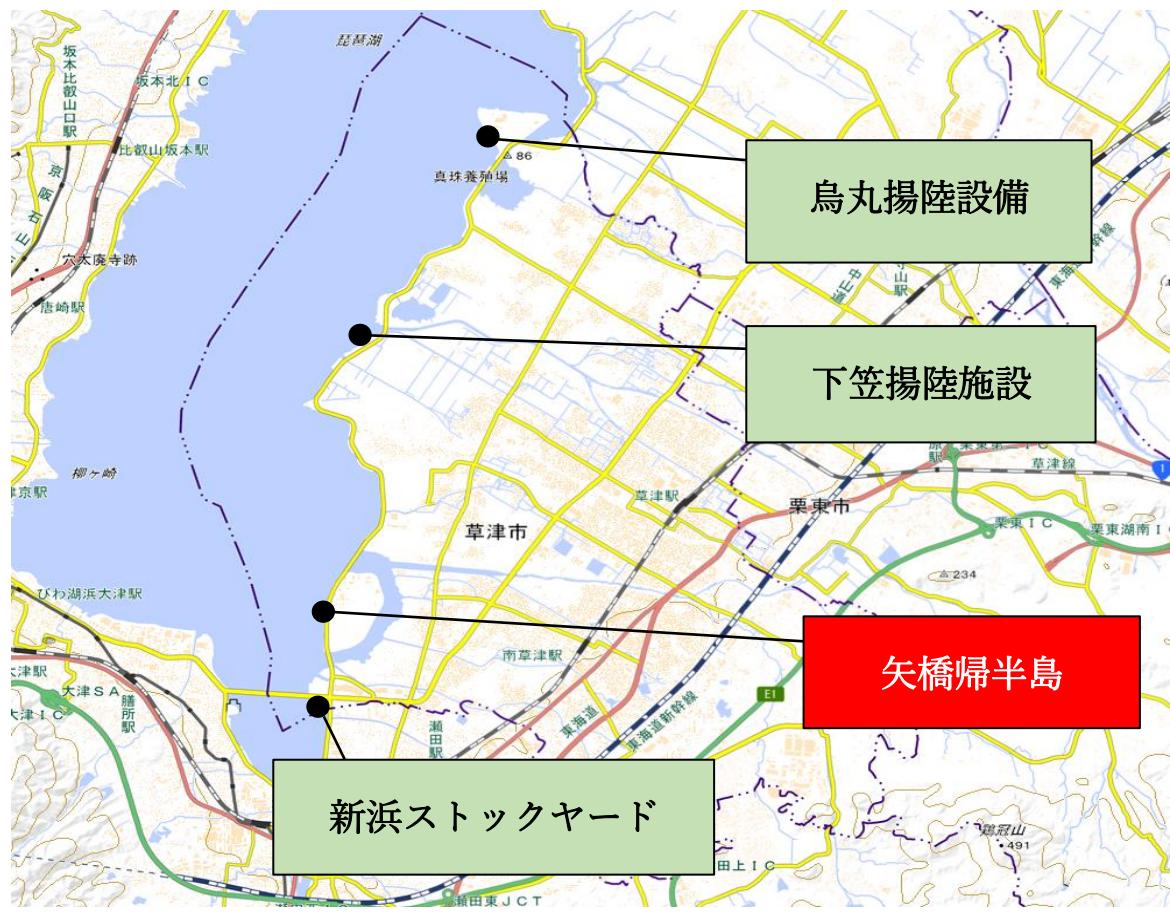
### 要望内容

令和6年能登半島地震では各地を結ぶ道路が寸断された結果、陸路での支援が思うように進まなかったところ、海上輸送での支援が非常に効果的であったのは記憶に新しいところである。

滋賀県においては、古くから琵琶湖を生かした湖上交通が栄え、市民の暮らしを支え、大きな繁栄をもたらしてきたところであるが、県の地域防災計画では、行政や民間が所有する県内18か所の港や揚陸施設を、「湖上輸送」の拠点に指定しており、本市においては4つの拠点が指定されている。

今年度においては「湖上輸送」の実現に向けて、本格的な調査や検討をすることであるが、その結果、本市の拠点における必要となった整備について特段の配意をお願いしたい。

### 位置図



## 位置図

鳥丸揚陸設備



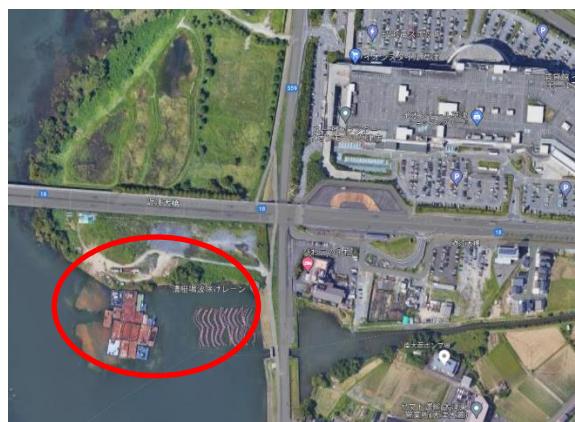
下笠揚陸施設



矢橋帰帆島



新浜ストックヤード



## 現状と課題

- うみのこ等の輸送船の発着にかかる施設の水深等の現状把握、物資等のストックヤードの整備状況の確認を行う必要がある。
- 地震の際に地下水位の高い地盤が振動により液体状になるいわゆる液状化現状が起こった際の施設や接続道路等の地盤強化を行う必要がある。

## 事業実施による効果

- 有事の際の輸送路の多様化により、幹線道路等が不通となった際でも、早期の支援復旧を行うことが可能となり、県の防災力の強化につながるとともに、市民・県民の安全・安心なまちづくりが図れることとなる。

担当：総合政策部 危機管理課 危機管理係  
TEL：077-561-2325

## 重点要望(継続)

要望先：滋賀県農政水産部 耕地課・農村振興課



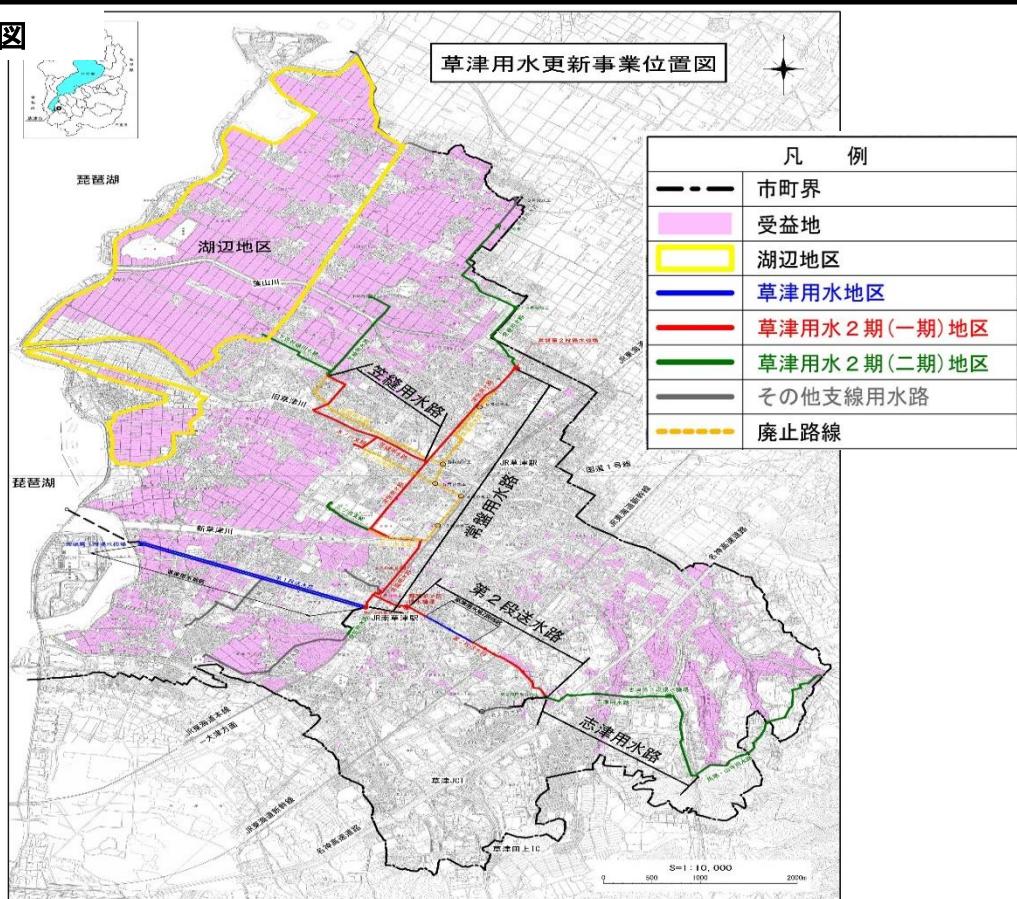
# かんがい排水事業の推進について 【国への要望、県への要望】

## 要望内容

草津用水更新事業のうち、草津用水2期地区について、現在進めていただいているが、計画変更予定の令和10年度までの5年間で事業完了するよう、国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配意をお願いしたい。また、本市の湖辺地区における用水管（石綿管）についても、昨年度事業実施地区として採択され、令和14年度までの事業期間であるが、老朽化による破損事故の防止の観点から、早期の事業完了ができるよう国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配意をお願いしたい。更に、湖辺地区の経営体育成基盤整備事業のうち、常盤北地区について、令和6年度に事業採択いただき、事業計画期間の令和13年度までに、事業が完了できるよう国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配意をお願いしたい。

一方、令和4年度以降の電力料金高騰については、琵琶湖を水源とする滋賀県の土地改良区にとって、死活問題であるため、引き続き国・県の支援が頂けるよう、特段の配意をお願いしたい。

## 位置図



## 現状と課題

### 『草津用水2期地区』

草津用水更新事業については、事業計画の受益者に同意を得、事業賦課金を徴収しているので、円滑に事業を執行する必要がある。

また、常盤、笠縫用水路等について、市街地家屋の下に埋設されており、土地改良施設の老朽化が進行していることから、早急な対応が必要である。

### 『湖辺地区石綿管等更新事業』

当該事業については、施設整備後40余年を経過し老朽化による破損事故が生じていることから、計画的に事業の進捗を図る必要がある。

湖辺地区農業活性化プロジェクトチーム（地元事業実施委員会、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所、JAレーク滋賀、草津用水土地改良区、草津市農業委員会、草津市）において、用水管（石綿管）更新と併せ、老朽化しているその他の土地改良施設の更新、また持続的で効率的な営農が可能となるよう農地の集積・集約化を行い、常盤北地区基盤整備事業をスタートすることで、地域農業者の気運や理解を深め、他地区への事業着手に繋げる必要がある。

### 『電力料金』

琵琶湖を水源とした農業用水の供給には、揚水機の運転に多くの電力を必要とするため、草津用水土地改良区においては、電力料金が運営経費の大部分を占める状況である。令和4年度からの電力料の高騰は高止まりの状況で、令和3年度の電力料と比較して約25%増、金額にして年間約1千万円の増額状態となっており、改良区運営に支障をきたしている。一方、現在の農業の経営は厳しく、米価も低迷する中、大幅な賦課金の値上げは困難な状況であることから、適正な賦課金単価による健全な土地改良区の運営を行うには、電力料金の安定化および農事用電力料金プランの継続、水利施設管理強化事業による支援の強化等を検討いただく必要がある。

## 事業実施による効果

- ・ 用水管および土地改良施設の更新を進めることにより、突発的な漏水事故の防止や、維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。
- ・ 農業用水の安定的な供給や、老朽化した土地改良施設の更新を行うことにより、本地域の生産性を向上するとともに競争力を強化し、農業経営の安定化を図ることができる。

担当：環境経済部 農林水産課 保全整備係

TEL：077-561-2349

## 重点要望(継続)

要望先：滋賀県農政水産部 耕地課

2 飢餓を  
ゼロに

12 つくる責任  
つかう責任

15 陸の豊かさも  
守ろう



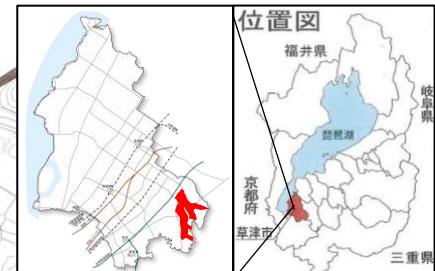
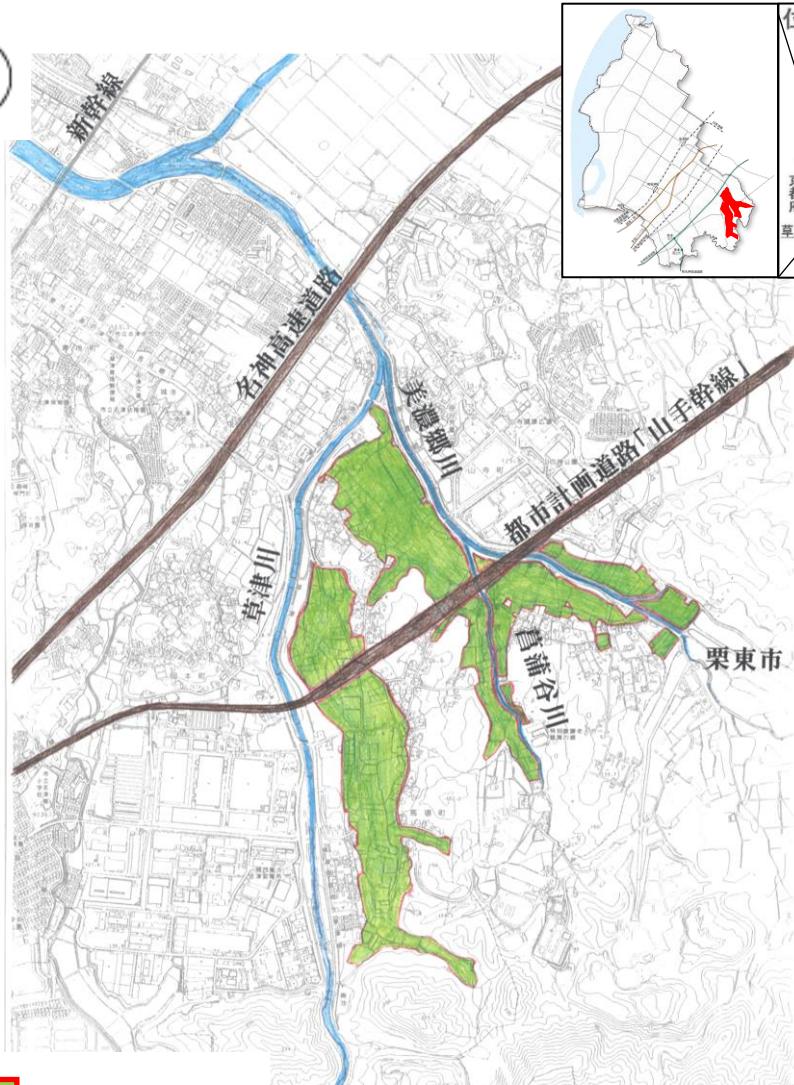
# 馬場・山寺地区基盤整備事業に対する支援について 【国への要望、県への要望】

## 要望内容

本市の馬場・山寺地区の未整備田において、農地の大区画化、農地の集積集約を図り、地域農業の振興と優良農地の確保・保全を進めるため、県営基盤整備（ほ場整備）事業について、令和7年度からの工事着手に、特段の配意をお願いしたい。

また、国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実についても特段の配意をお願いしたい。

## 位置図



 : 事業区域

## 現状と課題

- ・ 68ヘクタールの区域内には、不整形で狭小な未整備田が約500区画存在している。
- ・ 所有する水田が点在し作業効率が悪く、排水不良などの耕作条件も悪い。
- ・ 用排水路や農道等の土地改良施設も未整備であり、農家の維持管理にかかる費用や労力が大きな負担となっている。
- ・ 農業者の高齢化、後継者不足が進み、耕作放棄地が発生している。

## 事業実施による効果

- ・ 農地の大区画化と担い手農家への集積集約により、生産性の向上や経営規模拡大の体質強化を図り、当地区の農業振興と優良農地の確保・保全を図ることが期待できる。
- ・ 土地改良施設を整備することで維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。

担当：環境経済部 農林水産課 保全整備係

TEL：077-561-2349

## 重点要望(継続)

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課  
農政水産部 農村振興課



# 「道の駅草津リノベーション」にかかる駐車場の拡大および県道とのアクセス強化について【国への要望、県への要望】

## 要望内容

道の駅草津は、県と市が一体的に整備し、平成15年に開設した施設であり、駐車場等の道路部分は、道路管理者である県に整備いただいたが、現状としては、駐車場が狭く、日常的に混雑し、休日はその傾向が著しくなっている。また、県道近江八幡大津線からは、駐車場へ左折進入はできるものの、退出ができない状況にあり、道の駅の機能が十分に発揮できていない。

このため、本市では令和3年度に県や関係団体並びに地元住民・農業者との意見交換を踏まえ「道の駅草津リノベーション構想」を策定し、道の駅利用者の利便性の向上と烏丸半島周辺エリアの活性化を進めるため、令和5年度には基本計画を策定しました。

県におかれでは、「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」で予定していただいている通り、令和9年度中の駐車場の拡大事業完了に向け、本市のリノベーション事業と調整の上、特段の配意をお願いしたい。

また、事業の実施にあたっては、国・県からの財政面等での支援をいただきたく、特段の配意をお願いしたい。

## 位置図



## 現状と課題

- ・駐車場台数は48台と少なく、特に大型車両の駐車場が6台分しかないことから、道の駅草津の運営事業者である「有限会社からすま農産」からも、その施設の規模拡大について、強い要望がある。
- ・県道近江八幡大津線からは、大津方面に向かう車線からの進入はできるものの、県道への退出ができない。
- ・「ビワイチ」の休憩所としての機能が十分ではなく、その充実が求められている。
- ・道の駅草津の隣の「下物ビオトープ」を県に整備いただき、環境学習の場としての活用が求められている。
- ・道の駅草津は地域防災計画において、防災拠点として指定していることから、駐車場整備において防災機能を持った施設整備が必要である。
- ・近接する烏丸半島中央部（約9ha）において、民間事業者による開発事業を計画しており、道の駅草津を含めた烏丸半島周辺部の環境は大きく変化しようとしている。
- ・本市としても、ハード・ソフトの両面から、「道の駅草津リノベーション構想」の早期実現に向けて取組を進めている。

## 事業実施による効果

- ・駐車場の拡大と県道との出入口が整備されることにより、道の駅の利便性が向上し、普通車のみならず、大型車の利用の増加が見込める。
- ・本市の「道の駅草津リノベーション構想」に基づき駐車場拡大等の機能強化を行うことで、湖辺地域のにぎわい創出やビワイチを楽しむ方々へのサービス向上につながる。
- ・防災機能を備えた道の駅により、通行者の避難、受援部隊の拠点となる。
- ・道の駅草津のリノベーション事業を進め、烏丸半島（琵琶湖博物館、水生植物公園みづの森、烏丸半島中心部の開発）と連携を強化することにより、湖辺地域の活性化や観光客の誘客促進が図れるなど、地方創生の拠点形成が期待できる。

担当：環境経済部 農林水産課 農林水産係

TEL：077-561-2347



## 国民健康保険制度の円滑な運営に係る財政支援について【国への要望、県への要望】

### 要望内容

国民健康保険の財政基盤の安定と被保険者の負担の抑制を図るために一層の財政支援について国に働きかけていただきたい、特段の配意をお願いしたい。

また、第3期滋賀県国民健康保険運営方針において、県内保険料水準の統一目標年度を令和9年度とするとともに、納付金の精算制度をはじめ更なる国保財政の安定に向けた仕組みを構築していくことが示された。

一方、令和6年度標準保険料率は、前期高齢者交付金の大幅な減少や医療費の伸び等回避困難な原因により上昇し、各市町の実際の料率と乖離が生じている。今後、各市町が令和9年度の完全統一を目指す中で、特定年度に被保険者に急激な負担を生じせしめることなく計画的な料率設定が可能となるよう、各財源を弾力的に活用いただくなど、県として特段の配意をお願いしたい。

### 現状と課題

国民健康保険財政は、都道府県単位化によって一定の基盤安定化が図られたものの、被保険者の平均的な負担能力は低く、給付額は高いという制度の構造的課題は依然として解消されていない。その中で、被用者保険のさらなる拡大や令和8年度導入予定の子ども子育て支援金制度によって、被保険者の負担はさらに増していくことが見込まれる。このことから、制度の構造的課題や予定されている制度改革に対応した、国保財政への財政支援の充実が必要である。

また、県内保険料水準の統一は将来的に保険財政運営の安定のため必要だが、統一に至る過程で被保険者に急激に大きな負担が生じないよう、慎重に配慮のうえ進めていく必要がある。

統一標準保険料率と実際の料率に乖離がある現状から各市町が完全統一を目指すこと、その最中に子ども子育て支援金の導入など被保険者負担の増要因となる制度改革があることを念頭に、引き続き毎年の納付金・標準保険料率の算定にあたり市町の意見をお聴きいただくとともに、保険料水準の完全統一を目指す市町への支援について、県として特段の配意をお願いしたい。

### 事業実施による効果

国民健康保険財政の安定および高齢・低所得者が多くを占める国民健康保険被保険者の負担の抑制を図ることができる。



## 子どもの医療費に係る助成制度の国制度の創設および 県事業の拡充について【国への要望、県への要望】

### 要望内容

子どもの医療費負担の軽減は、住む場所に応じた格差が生じないよう、国が全国統一の制度として出生後から成人年齢である18歳に達するまで実施するべきであることから、国の責任において子どもの公費医療負担制度を構築されるよう引き続き働きかけをお願いしたい。

また、国による制度構築までの間は、県の子どもの医療助成制度について小学生・中学生も助成対象となるよう拡充いただき、市町とともに事業展開いただけるよう、特段の配意をお願いしたい。

### 現状と課題

子どもの医療費負担の軽減は現在、地方公共団体の制度により果たされているが、我が国の少子化の深刻さに鑑みれば、住む場所に応じた格差が生じないよう、国が全国統一の制度として実施するべきである。このことから、出生から18歳までの子どもを対象とした公費負担医療制度の構築を国に働きかけていただきたい。

また、滋賀県では、令和6年度から高校生世代を新たに医療費助成の対象とされ、市町の事業と相まって子育て世帯全てを網羅的に助成対象とし、その事業効果を次なる子育て世帯にも波及させることで市町と認識を一にしていただいたと考えている。しかしながら、子育て世帯を取り巻く環境、また子どもを健全に育成していくための環境の厳しさは過去に例のない水準となっており、県と市町はこれまで以上に歩調を合わせ、子どもと子育て世帯を支える施策を継続的に推進していく必要があることから、県事業の対象として小中学生相当年齢の子ども達も対象としていただき、市町と負担を共有しながら、共に子育て世帯の支援を推進していただきたい。

### 事業実施による効果

県と市町が一体となって安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図ることにより、少子化の進行に対するより強い対策になる。

担当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係  
TEL：077-561-6975

## 重点要望(継続)

要望先：滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課



# 地域生活支援事業の国、県補助額の適正化について 【国への要望、県への要望】

## 要望内容

市町村地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、各市町村の柔軟な形態により事業を効果的・効率的に行うとされているが、事業展開が積極的に図れるよう自立支援給付と同様に国の義務としていただき、実績額を補助対象基本額とし、50／100の補助をしていただくとともに、移動支援事業および日中一時支援事業については、自立支援給付に含め義務的経費としていただくよう国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

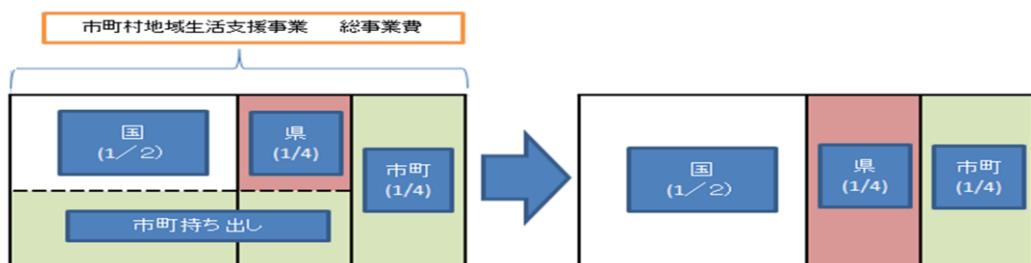
また、県補助金についても同様に実績額の25／100の補助をしていただくよう、特段の配意をお願いしたい。

## 現状と課題

国、県の補助額について、交付要綱上は国50／100、県25／100以内となっているが、現状はそのうちの5割～6割の歳入しか見込めず、事業規模が年々大きくなっていくなかで、事業費に占める市の負担が5割を超えており、予算の確保が難しく、事業促進の妨げとなっている。

加えて、移動支援事業および日中一時支援事業については、利用者の実態に即したサービスが提供されるよう支援を充実させる必要があり、国、県による十分な財政措置が必要である。

特に移動支援事業は、本市の地域生活支援事業（必須事業、任意事業）全体で約32%を占めており、財政面的に負担となっている。



## 事業実施による効果

国、県が市町村に対し、補助額の適正化を図ることで、市町村地域生活支援事業を充実させることができ、障害者が地域で安心して暮らせる。

担当：健康福祉部 障害福祉課 障害福祉係

TEL：077-561-6972

## 一般要望(継続)

要望先：滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課



# 精神障害者に対する医療費助成制度について 【県への要望】

## 要望内容

精神障害者に対する福祉医療費助成制度について、対象となる精神障害者の範囲を拡大いただきたく、特段の配意をお願いしたい。

## 現状と課題

滋賀県におかれては、県民の声や各市町からの要望を受け、令和6年度から障害者保健福祉手帳1級所持者等を、新たに障害者（児）福祉医療助成制度に加えられ、精神障害者と身体障害者・知的障害者の医療費助成水準の乖離の解消を図っていただいたところである。

しかしながら、滋賀県の令和5年度末時点における精神障害者保健福祉手帳1級所持者は、同手帳所持者の10%に満たず、同様に県の福祉医療費助成制度の対象となっている身体障害者手帳1級・2級所持者が全体の約40%、療育手帳A1、A2所持者が全体の約30%であることと比べると、依然として対象者の範囲が乖離している。

令和6年度以降に市町と協議いただく中で、この点の解消を図っていただきたい。

## 事業実施による効果

精神障害者の保健の増進および経済的負担の軽減を図ることができる。

担当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係

TEL：077-561-6975

要望先：滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課

## 介護人材の育成・確保に向けた具体的かつ効果的な 施策の展開について【県への要望】

### 要望内容

介護分野の従事者について、一定の処遇改善がなされてはきているものの、現場においては引き続き人材の確保・定着・育成が進まない現状がある。

こうしたなかで、広域的な視点で各市町を先導し、具体的かつ効果的な施策を推進することについて、特段の配意をお願いしたい。

### 現状と課題

介護保険制度が利用者のニーズに応えるよう十分に機能していくためには、人材という限りある社会資源の「現状の的確な把握」を行い、「処遇改善」「新規参入や多様な人材の活用の促進」「介護の仕事の魅力向上」「職場環境の改善」等のため、各市町と連携を図りながら地域の実情に沿った具体的かつ効果的な施策、取組を推進し、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保と定着および育成を図っていくことが重要である。

- (1) 県内唯一の介護・福祉専門の無料職業紹介所である「介護福祉人材センター」の機能強化、県全域あるいは湖南、湖西、湖北、湖東などの各ブロックの現状を踏まえたうえでの広域的な人材確保策の推進が必要。
- (2) 福祉・介護の現場における「きつい」「低賃金」というマイナスイメージを払拭するために市町が取り組む人材確保・育成事業に対する補助事業の継続が必要。
- (3) 民間職業紹介事業者の活用において課題となっている高額な紹介手数料の負担軽減および公共職業安定所等の無料職業紹介事業者による職業紹介の充実を図る必要。

### 事業実施による効果

介護人材の育成・確保に向けた機会の創出や取組が効果的に促進されることで、安定した介護サービスの提供、ひいては利用者本位の質の高い介護サービスの提供につながる。

担当：健康福祉部 介護保険課 介護保険係  
TEL：077-561-2369



要望先：滋賀県健康医療福祉部 健康寿命推進課

## 滋賀県がん患者のアピアランスサポート事業について 【県への要望】

### 要望内容

がん患者のアピアランスサポート事業については、滋賀県において、市町が購入費用の一部を助成した場合に、市町の補助額に応じて補助金（市町補助額10千円を上限に2分の1）を交付いただいているところであるが、本市のアピアラنسケア支援事業の利用者の状況によると、本市の助成額上限10千円に対し、医療用ウィッグ等補整具の平均購入額が一人当たり80千円を超えており、

令和5年度から県内すべての市町が助成を開始したことを踏まえ、利用者に対するさらなる負担軽減を図るため、補助額の増額について、特段の配慮をお願いしたい。

### 現状と課題

本市のアピアラスケア支援事業助成金交付申請者（令和5年度）の医療用ウィッグ等補整具の購入額は、一人当たり84,632円である。また、補整具を管理するためのケア用品（くし・シャンプー等）や洗い替えを複数個持つ必要があるなど、日常生活における経済的負担は大きい状況にある。

草津市がん患者のアピアラスケア支援事業助成金交付申請者（令和3年度）に対し、「アピアラスケア支援事業についてどのように思われるか」とアンケートを実施したところ、約50%の人が「助成額を増やしてほしい」との回答結果であった。また、申請者からは、がん治療や療養にかかる費用負担は大きく、早期の就労復帰等が困難な状況にあることから、助成額を増額してほしいとの声もある。

医療用ウィッグ等は高額であり、かつ補整具以外にも日常生活を送るための必需品が多くあることから、アピアラスケアにかかる費用負担を軽減し、がんになっても安心して暮らし続けられる環境づくりが必要である。

### 事業実施による効果

- ・がん患者のアピアラスケアにかかる費用負担が軽減する。  
(外見の悩みに対し、心理的および経済的負担が軽減する。)

担当：健康福祉部 健康増進課 健康増進係

TEL：077-561-2323

要望先：滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課



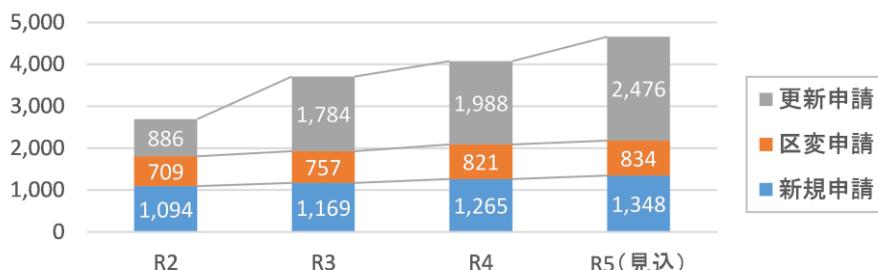
## 要介護・要支援認定有効期間の見直しについて 【国への要望】

### 要望内容

現在、高齢者人口の増加に伴い要介護認定申請件数が増加し、関係者の負担も増加しており、申請日から認定まで30日以内とする法の基準を上回るケースが増加していることから、申請件数の抑制を図るため、要介護・要支援認定有効期間の新規申請および区分変更申請における期間を延長することについて、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

### 現状と課題

- ① 要介護認定申請件数は年々増加傾向にあり、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等の関係者の負担が増加している。(グラフ参照)
- ② 申請件数の増加により、申請から認定までの期間が全国的に見ても基準である30日を大きく上回っており、本市でも同様の傾向にある。  
(下表(2)-3参照)



(2)-3 申請から認定までの期間

	草津市	滋賀県	全国
データ入力件数	2,027 (100.0%)	25,240 (100.0%)	2,366,772 (100.0%)
平均値(日数)	47.3	43.1	40.2

※データ集計対象期間：R4.10.1～R5.3.31

(表は令和5年度要介護認定適正化事業業務分析データ【第1回】より)

### 事業実施による効果

- 有効期間の延長により申請件数の抑制を図り、事務の効率化に資するほか、申請から認定までの日数が短縮できる。
- 申請から認定までの日数が短くなることで、住民が速やかに介護保険サービスを利用できるようになる。

担当：健康福祉部 介護保険課 介護認定係  
TEL：077-561-2370

要望先：滋賀県子ども若者部 子育て支援課



## 保育士の確保・定着につながる処遇改善について 【国への要望】【県への要望】

### 要望内容

保育士等の確保・定着につながる処遇改善に向け、公定価格の継続した引き上げについて国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。また、子育て世代の流入などにより県南部地域の人口増が続くなか、県独自の処遇改善の実施など、人材確保策の実施について、特段の配意をお願いしたい。

### 現状と課題

・本市を含む滋賀県南部地域については、子育て世代の流入も多く、待機児童の解消が喫緊の課題となっているが、慢性的な保育士不足により、需要があるにもかかわらず定員の上限まで受け入れられない施設が発生するなど、対応に苦慮している。

「こども未来戦略」に示された職員配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度（仮称）」の実施にあたっては、更なる保育士の確保を必要とするが、業務負担と責任の重さに比べ、他業種より処遇が低いことで人が集まらず、保育士等の人員不足が一層深刻化しており、令和5年人事院勧告を踏まえた改善

（5.2%）がされたものの、保育士等の確保・定着につながる公定価格の継続した引き上げが必要である。

全産業 (月額給与)		保育士 (月額給与)	処遇改善		計	差額
令和2年度	35.2万円	30.2万円	市単独	0.75万円	31.0万円	4.2万円
令和3年度	35.5万円	30.8万円	市単独	0.75万円	31.6万円	4.0万円
令和4年度	—	31.9万円	市単独	0.75万円	32.7万円	—

出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

・また、本市では、令和6年度より保育士の負担を楽にする支援として、①保育施設等の紙おむつの支給、②保育士の奨学金の返済支援、③保育士への就職定着支援金の支給等、滋賀県の補助制度も活用しながら、市単独での取り組みに努めているが、加配の必要な児童が増加傾向にあるなど、保育士不足の状況はより厳しさを増しており、全国的に見ても高い傾向にある滋賀県の待機児童の発生状況を踏まえ、県内での新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を支援するため、滋賀県独自の人材確保・定着につながる処遇改善等の対策が急務である。

### 事業実施による効果

安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することで、安定的な保育士の確保や離職防止が図れ、より良質な保育の実践を実現できる。

担当：子ども未来部 幼児施設課 総務・施設係

TEL：077-561-6968

## 重点要望(継続)

要望先：滋賀県子ども若者部 子育て支援課



### 「切れ目ない支援体制整備充実事業」における看護師配置にかかる補助率の拡充および「病児保育事業」の幼稚園に対する適用拡大について【国への要望】

#### 要望内容

- ① 幼稚園（幼稚園型認定こども園）における、医療的ケア児の受け入れ体制の整備にあたり、「切れ目ない支援体制整備充実事業」（文部科学省）の看護師配置に係る補助率について、「医療的ケア児保育支援事業」（厚生労働省）と同様の支援となるよう、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。
- ② 幼稚園（幼稚園型認定こども園）において、子どもが病気の際に、保護者が自宅での保育が困難な場合でも病気の児童を一時的に預かることで安心して子育てができる体制整備のため、補助金等の支援体制を創設するよう、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

#### 現状と課題

##### 【現状と課題①】

###### <現状>

文部科学省「切れ目ない支援体制整備充実事業」の補助率（国：3分の1）と厚生労働省「医療的ケア児保育支援事業」の補助率（国：2分の1）が異なっており、同じ医療的ケア児の受け入れ支援策に差が生じている。医療的ケア児への支援については、法制化されたこともあり、国として統一した支援体制を検討いただきたい。

###### <課題>

医療的ケア児受け入れが円滑に行えるよう、保育所（保育所・幼保連携型認定こども園）と同様の補助率とする必要がある。

## 現状と課題

### 【現状と課題②】

#### <現状>

本市では、安心して保育ができ、保護者への子育て支援が充実するよう、保育所や幼保連携型認定こども園と同様に、幼稚園型認定こども園において、保育中に体調不良となった子どもに対して対応できる看護師を市費負担で配置しているが、体制整備に係る予算の負担が大きい。

#### <課題>

保育所（保育所・幼保連携型認定こども園）と同様に、安心かつ安全な体制を確保するため、体制整備の構築や補助金制度の創設が必要である。

## 事業実施による効果

- ①幼稚園および幼稚園型認定こども園において、看護師確保のための環境を整えることで、教育・保育を保障することができ、保護者への就労支援にもつながる。
- ②病気の児童を一時的に預かることにより、安心した子育て環境を整備することができる。

担当：子ども未来部 幼児課 指導研修係

TEL：077-561-6878



## 児童家庭相談業務体制の充実について 【県への要望】

### 要望内容

専門機関である児童相談所において、迅速かつ適切に業務を実施していただくため、管轄地域の人口や要保護児童対応ケース数の規模に応じた経験豊富な職員の配置をしていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

### 現状と課題

市の相談体制を充実させ、児童虐待事案へ積極的かつ適切に対応するためには、専門機関である児童相談所が自らの機能や権限を躊躇なく活かし、子どもの一時保護や保護者指導等の業務や、市に対する助言や援助等の業務を適切に実施していただくことが極めて重要である。

今年度、草津市域を管轄する中央子ども家庭相談センターでは、虐待対応係1名、相談係3名の合計4名の担当職員を配置いただいたが、昨年度より担当職員が1名減少している。また、令和4年度中の草津市の虐待相談件数は当該センターの管轄市中、最多の1,190件であり、他市相談件数と700件以上の差がある。

草津市は人口規模・相談件数ともに多く、かつ、複雑化・複合化した問題を抱えたケースや子どもの安全確保のために緊急対応を要するケース等も多いため、市では対応困難な場合やより専門的な対応が必要な場合は、児童相談所による迅速かつ適切な対応が不可欠である。

### 事業実施による効果

人口や要保護児童対応ケース数の規模など草津市の実情に応じた担当職員を配置していただくことで、緊急性や重篤性の高いケースへの迅速かつ適切な対応を可能とし、子どもの安全確保を図ることができる。

担当：子ども未来部 家庭児童相談室

家庭児童相談係

TEL：077-561-2460



要望先：滋賀県子ども若者部 子育て支援課

## 滋賀県多子世帯子育て応援事業金の対象範囲の拡充について【国への要望】【県への要望】

### 要望内容

滋賀県多子世帯子育て応援事業の対象範囲を世帯の市民税所得割額に関わらず、世帯内のすべての子どものうち第3子以降の子どもにかかる保育料に拡充することについて、特段の配意をお願いしたい。また、国制度についても多子カウントの年齢制限の撤廃について、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

### 現状と課題

#### 【現状】

多子世帯の保育料無償範囲は次の①～④のとおりである。

(ひとり親世帯等は別基準)

- ①市民税所得割課税額57,700円未満の世帯において、年齢に関わらず、世帯内のすべての子どものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定子どもの保育料（国制度）
- ②市民税所得割課税額57,700円以上の世帯において、小学校就学前の子どもから数えて、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定子どもの保育料（国制度）
- ③市民税所得割課税額57,700円以上97,000円未満において、年齢に関わらず、世帯内のすべての子どものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定子どもの保育料（県制度）
- ④所得や年齢に関わらず、世帯内のすべての子どものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定子どもの保育料（市独自制度）

#### 【課題】

同じ保育施設を利用していたとしても、世帯間の年齢構成により、利用者負担の不均衡が発生しないよう令和5年度9月算定の保育料から、市独自に第3子以降の保育料を無償としたが、安定的な事業継続のためにも、国・県制度の拡充が必要である。

### 事業実施による効果

- ・国・県制度の拡充により、安定的に、第3子以降のすべての子どもの保育料が無償となることで、各家庭が子どもを安心して生み育てる環境が形成される。

担当：子ども未来部幼児課入所・入園係  
TEL：077-561-2365

## 重点要望(継続)

要望先：滋賀県総合企画部 新駅問題対策・特定プロジェクト推進室  
滋賀県土木交通部 都市計画課、道路整備課、交通戦略課



## 草津PAと連携したびわこ文化公園都市周辺のエリアの活性化に向けた取組について【県への要望】

## 要望内容

名神高速道路の草津PAは、近畿圏、中京圏、北陸圏から流入する多くの高速道路利用者に利用され、また、近く開通が予定される都市計画道路山手幹線にも隣接した立地にあり、加えて、JR琵琶湖線からも比較的近距離であるなど多様なリンクが集積をしているとともに、大学を始め、スポーツ、文化、芸術や医療、福祉、都市公園等、多様な施設が集積するびわこ文化公園に隣接し、滋賀県南部エリアの活性化に寄与するポテンシャルを有している。

草津市では、これらのポテンシャルを最大限に発揮すべく、国や県等の関係機関の支援をいただきながら、リンク・ノード・マネジメントの視点から草津PAとの交通連携拠点（ノード）の創出を柱とする「草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想」を昨年6月に策定した。

基本構想の実現には、都市計画道路平野南笠線の概略設計や「びわこ文化公園都市将来ビジョン」の推進、並びに大津市・草津市域を跨る地域公共交通などの施策との一体的な推進が不可欠であることから、引き続き、基本構想の実現に向け、特段の配意をお願いしたい。

## 位置図



## 現状と課題

- ・ＪＲ南草津駅、瀬田駅周辺の国道周辺等では慢性的な渋滞が発生し、路線バスの定時性が確保できない状況にある中、都市計画道路山手幹線の開通を控え、更なる交通の集積が進むことから、当該地域における自動車から公共交通への転換が求められている。
- ・滋賀県では道路アクションプログラム2023に基づき、都市計画道路平野南笠線の概略設計を進められている。
- ・びわこ文化公園都市へのアクセスは自動車が多く、また、1施設のみの利用者が大半であり、公共交通への転換、施設の相互利用による回遊性の向上、エリア内での滞在快適性の向上が求められている。
- ・びわこ文化公園都市周辺への通勤・通学者の多くを占めるJR利用者について、大規模災害等によりJRが被災した際の帰宅手段等（リダンダンシー）が十分に確保されていない。
- ・びわこ文化公園都市は、滋賀県地域防災計画において広域輸送拠点として位置付けられており、隣接する草津PAも「防災拠点自動車駐車場」に指定されている。また、滋賀医科大学を始め、医療・福祉等の機能が集積されているが、災害時において、面的に有効活用される仕組みが構築されていない。
- ・びわこ文化公園都市周辺の草津市域周辺は、日常に利用できるスーパー等の生活施設が不足をしており、公共交通を利用して立ち寄れる生活利便施設や交流施設が求められている。

## 事業実施による効果

- ・交通連携拠点（ノード）の創出と、新たな公共交通（回遊バス等）により、びわこ文化公園都市内の大学間の交流、公園を軸とした文化施設、医療施設、福祉施設間の移動の確保により、面的な滞在快適性の向上が図れ、びわこ文化公園都市の活性化に寄与することができる。
- ・草津PA周辺に集積している医療・福祉等施設と高速道路・一般道路のネットワークが連携することで、県内のみならず、広く県外にも防災活動を提供できる環境が確保され、広域防災拠点としての役割を担うことができる。
- ・交通連携拠点（ノード）の創出による高速道路と一般道路、鉄道との交通ネットワークを構築することで、地域の公共交通の利便性が向上するとともに、高速バスを利用した新たな県内外への広域移動拠点として、通勤・通学や観光など、将来の人口減少・高齢化社会においても持続可能な県民の移動手段の確保に寄与することができる。

担当：都市計画部 都市地域戦略課 草津PA連携拠点担当  
TEL：077-561-6802

要望先：滋賀県土木交通部 交通戦略課



## 地域公共交通の維持・強化に対する補助について 【国への要望、県への要望】

### 要望内容

バス交通については、コロナ禍以前の利用者まで回復していない状況に加え、深刻な運転者不足および高齢化など、大変厳しい経営状況となっている。

今後は、更なる高齢化が見込まれる中、多様な公共交通手段が相互に連携し、効率的かつ効果的で利便性が高い持続可能な公共交通ネットワークを形成するためにも、バス交通不便地における移動手段としての役割を担っているコミュニティバスおよびバス等では運行が困難な地域の移動手段としての役割を担っているデマンド型乗合タクシーは必要不可欠となる。

しかしながら、人件費・燃料費の高騰等による運行経費の増加等により地域公共交通への市の財政負担額は年々増加しており、本市のコミュニティバス事業で活用している「地域公共交通確保維持改善事業」(地域内フィーダー系統補助)における補助では維持することが困難な状況であるため、当該補助の上限額の撤廃について国へ働きかけていただきたい、特段の配意をお願いしたい。

滋賀県においては、交通税の導入目的でもある地域の公共交通支援の考えに即し、「地域内フィーダー系統補助」との協調補助を実施していただくとともに、本市のデマンド型乗合タクシー事業で活用している、現行の「滋賀県コミュニティバス等運行対策費補助金交付要綱」にある、前年度実績額を補助金の限度額とする補助金限度額の特例の撤廃について、特段の配意をお願いしたい。

### 位置図

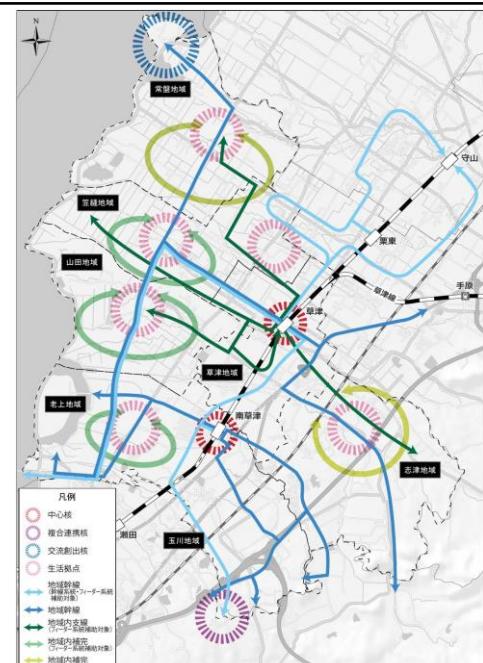
草津市地域公共交通計画

将来の地域公共交通ネットワーク

- 中心核
- 複合連携核
- 交流創出核
- 生活拠点



位置づけ	形態
地域幹線 (幹線系統・フィーダー系統補助対象)	路線バス コミュニティバス
地域幹線	路線バス
地域内支線 (フィーダー系統補助対象)	コミュニティバス
地域内補完 (フィーダー系統補助対象)	乗合タクシー
地域内補完	乗合タクシー



## 現状と課題

- ・草津市のバス交通は、高齢化の進展等による交通弱者の増加や、多様化する生活行動圏に対応する移動手段を確保するための交通施策の重要性の高まりにより、さらなるサービス水準の向上が必要とされているが、利用者の減少による便数の削減や路線の廃止等により現状の水準を維持することも困難な状況にある。
- ・市内を運行する地域公共交通のうち、地域間幹線系統の民間路線やコミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行に対して補助をしているが、人件費・燃料費の高騰等による運行経費の増加やコロナ禍による運賃収入減等により、地域公共交通に対する市の財政負担額は年々増加している。
- ・本市においては、一部の地域においてコミュニティバスの路線を短縮し、新たにデマンド型乗合タクシーを導入するなど、現在の移動サービスを一定維持しつつ費用対効果にも資する路線再編を行っている。
- ・令和6年5月策定の草津市地域公共交通計画の基本理念である「誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくり」を実現するためには、草津市が運行支援をしているコミュニティバスおよびデマンド型乗合タクシーの存続は不可欠であり、地域公共交通を維持していくためにも国および県の補助が必要不可欠である。

## 事業実施による効果

- ・滋賀県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結びつく。
- ・安定的な財源の確保により、持続可能な移動手段の確保に繋がる。
- ・バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これから時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・自家用車から公共交通への利用転換により、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等が図れる。

担当：都市計画部 交通政策課 交通政策係  
TEL：077-561-2343



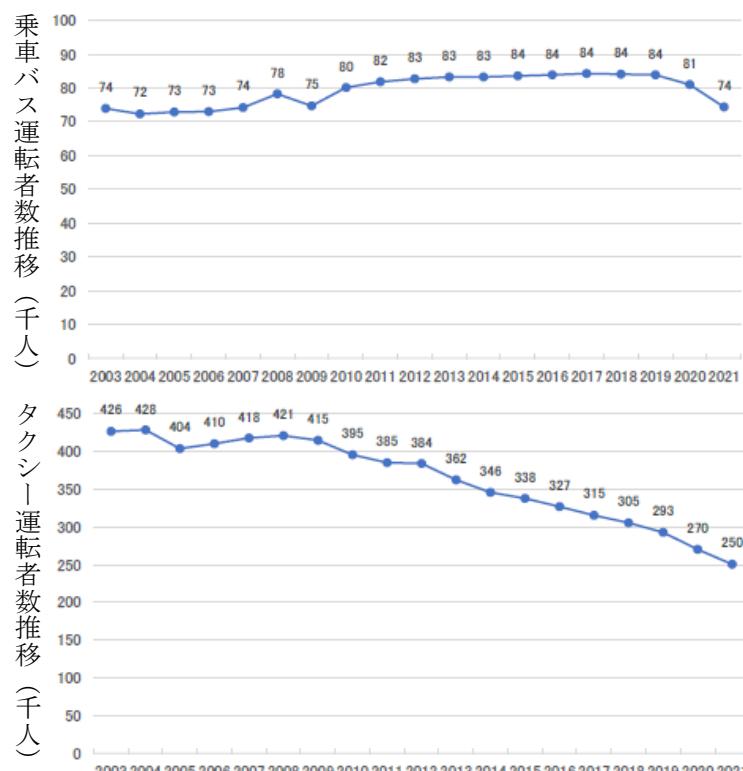
## 交通事業者の担い手（運転者等）確保に向けた支援について【県への要望】

### 要望内容

交通事業者においては、慢性的な運転者の不足および高齢化の状況に加え、運転者の労働時間にも制約がかかることになる労働時間改善基準改訂いわゆる「2024年問題」により、その状況は更に深刻化している。

このような状況に鑑み、国におかれでは、バス・タクシー等公共交通事業者の人手不足対策として、交通事業者に対して担い手（運転者等）募集に係る費用や二種免許取得等の教育費用に対しての補助を実施されているところである。

滋賀地域交通ビジョンに基づき、地域交通によって「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動できる」社会を目指す滋賀県におかれても、担い手（運転者等）募集や教育費用（二種免許取得等）にかかる国の補助制度との協調補助を実施いただくなどの交通事業者の担い手（運転者等）確保に向けた支援の実施について、特段の配意をお願いしたい。



▲乗合バス・タクシー運転者数の推移（全国）※国土交通省「数字で見る自動車 2023」から作成



▲厚生労働省「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」

## 現状と課題

- ・バス運転者の高齢化に加え、その労働時間にも制約がかかることになる労働時間改善基準改訂により、路線バスおよびコミュニティバスの路線の再編（走行区間の短縮、早朝・夜間の時間帯での減便等）が急務となっている。
- ・草津市内の民間バス事業者においては、慢性的な運転者不足および高齢化や「2024年問題」の影響により、2024年4月から減便を伴うダイヤ改正や運賃改定などを実施されている。
- ・草津市のコミュニティバス「まめバス」においても、運転者不足等や「2024年問題」により運行継続が難しくなる一部の路線において、2024年4月からまめバス路線の一部短縮や減便などの路線再編を行っている。
- ・交通事業者の担い手（運転者等）の確保は、今後の地域公共交通の維持・確保に必須であることから、令和6年5月策定の草津市地域公共交通計画において個別施策のひとつに「担い手（運転者等）確保に向けた支援の検討」を位置づけ、交通事業者、県や国等の連携による支援の検討を行う。

## 事業実施による効果

- ・滋賀県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結び付く。
- ・地域公共交通および担い手（運転者等）の確保により、持続可能な移動手段の確保に繋がり、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの中時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・公共交通を維持・確保することにより、自家用車から公共交通への利用転換による環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等を図ることができる。

担当：都市計画部 交通政策課 交通政策係

TEL：077-561-2343